平成２７年（フ）第２８０号
岡山市中区原尾島２丁目10番20号　西－２
古巣方、旧住所岡山市中区住吉町２丁目62番地　古巣方
破産者　戸田亜理紗（旧姓藤本）
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９６号
岡山市南区福島３丁目４番12号
破産者　井上　**荘**介
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６８号
岡山市中区倉田657番地の58
破産者　株式会社トライ
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６９号
松山市和気町１丁目443番地８、開始決定時の住所松山市吉藤２丁目14番11号
破産者　三好　　深
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７０号
松山市和気町１丁目443番地８、開始決定時の住所松山市吉藤２丁目14番11号
破産者　三好　　操
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９５号
岡山県高梁市高倉町田井856番地　市営肉谷住宅７号室、住民票上の住所岡山県高梁市高倉町田井856番地
破産者　三宅　尚美
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
香川県高松市常磐町２丁目８番１号
破産者　有限会社ＥＦＦＥＣＴＳ
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１２９号
香川県坂出市久米町２丁目７番62号，前本店所在地香川県高松市丸亀町４番地12
破産者　有限会社アップセット
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３６号
長崎県長崎市川上町29番12号
破産者　有限会社友協
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
長崎市目覚町18－９－302
破産者　有限会社エス・ピー・ジー企画設計事務所
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
大分県中津市大字下宮永105番地７、開始決定時の住所大分県別府市石垣東１丁目８番50号
破産者　中島　晴吉
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５４号
大分県中津市大字下宮永105番地７、開始決定時の住所大分県別府市石垣東１丁目８番50号
破産者　中島　錦惠
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５６８号
さいたま市西区大字指扇1200番地２　２Ｆ
破産者　野辺　吉成
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
大阪府和泉市葛の葉町３丁目15番８号、事業所所在地大阪府和泉市幸１丁目８－４－101
破産者　お好み焼おはここと　西口　**廣**美
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
大阪府阪南市箱の浦490番地の24、前住所大阪府守口市南寺方南通１丁目７番25号
破産者　中道　卓治
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番11号フォレスト豊中Ｉ101号、前住所大阪府泉大津市豊中町１丁目12番８号
破産者　水谷　裕彦
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番31－808号
破産者　辻田　景民（旧姓宇森）
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目４番16号　春光荘Ｃ号
破産者　内海　正志
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０４号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目10番17号　第８大成コーポ202号
破産者　古田　真紀
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０号
秋田県湯沢市北荒町５番６号
破産者　小松　吉秀
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部